

札幌市都市公園維持管理業務仕様書（その２）

大通公園等

1 目的

札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第 8 条第 2 項の 1 及び札幌市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱第 8 第 2 項の 1 規定のとおり、業務の具体的内容等、管理業務の詳細を定める。

2 内容

次ページ以降、指定管理者が提出した管理業務の計画書（以下、「計画書」という。）を以って、札幌市都市公園維持管理業務仕様書（その 2）（以下、「仕様書（その 2）」という。）とする。

3 留意事項

- (1) 計画書本文における「～します。」及び「～に努めます。」等、計画としての内容については、「～する。」及び「～に努める。」等と読み替えるものとする。
- (2) 業務仕様書（その 2）に記載のあるもので、「札幌市都市公園指定管理者業務仕様書」及び「各都市公園維持管理業務特記仕様書」の内容と異なる業務を行う場合は、軽微なものを除き事前に札幌市と協議の上実施すること。
- (3) なお、計画書において、実施不可能な提案及びその他仕様書（その 2）として、不相当と思われる記載内容は削除している。

管理業務の計画書

第1公募 大通公園・創成川公園



公益財団法人札幌市公園緑化協会

目次

1 総括的事項に関する取組 1

(1) 管理運営業務の基本方針及び事業目標.....	1
(1) -1 基本方針.....	1
(1) -2 事業目標.....	4
(1) -3 持続可能な社会の実現に向けた取り組み.....	6
(2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組.....	7
(2) -1 平等利用確保の方針.....	7
(2) -2 平等利用確保の取組項目.....	7
(3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方等.....	10
(3) -1 取組についての基本的な考え方.....	10
(3) -2 当協会におけるこれまでの取組・成果.....	12
(3) -3 両公園におけるこれまでの取組.....	14
(3) -4 当公園における今後の取組.....	14
(3) -5 当公園における電力の調達を予定している小売電気事業者.....	16

2 統括管理業務の実施内容 17

(1) 管理運営組織の確立.....	17
ア 責任者の配置、組織の整備.....	17
イ 従事者の確保、配置.....	26
ウ 人材育成・研修計画.....	32
エ 労働関係法令の遵守、雇用環境の維持向上.....	35
(2) 管理水準の維持向上に向けた取組.....	39
(2) -1 組織的な情報共有の取組.....	39
(2) -2 業務の見直し等の組織的な取組.....	40
(2) -3 管理における情報共有と業務の改善.....	42
(3) 第三者に対する委託の方針.....	44
(3) -1 具体的な再委託業務.....	44
(3) -2 再委託の適正確保のための具体的方策.....	45
(4) 市民との協働、地域等との連携による取組.....	46
ア 市民との協働や地域等との連携.....	46
イ 札幌市等との連絡調整.....	47
(5) 財務.....	48
(5) -1 資金管理に関する基本的な考え方.....	48
(5) -2 現金等取扱に関する基本的な考え方.....	48
(5) -3 現金取扱規程.....	48
(5) -4 現金等取扱に関する事故防止システム.....	49
(5) -5 インボイス制度について.....	49
(5) -6 現金等取扱に関して、事故・不祥事が発生した場合.....	49
(6) 苦情対応.....	50
(6) -1 苦情等対応の基本的な考え方.....	50
(6) -2 苦情等対応の具体的な手順.....	50
(6) -3 苦情等の対応システム・フロー.....	52
(7) 記録・モニタリング・報告・評価.....	53
(7) -1 記録・モニタリングに関する基本的な考え方.....	53
(7) -2 セルフモニタリングの具体的な実施方法.....	54

3 施設・設備等の維持管理に関する業務の実施内容 55

(1) 維持管理業務計画.....	55
(1) -1 総括的事項.....	55
(1) -2 施設・設備の維持管理.....	59
(1) -3 植物の育成管理.....	80
(2) 仕様書等との差異.....	93
(2) -1 特記仕様書との差異について.....	93

(2) - 2 維持管理基準との内容・数量比較.....	93
(3) 防災業務計画.....	95
(3) - 1 防災業務の実施方針及び役割分担.....	95
(3) - 2 防災訓練計画.....	97
(3) - 3 事故等への対応方法.....	97
(3) - 4 消防法への対応.....	101

4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容 102

(1) 都市公園の利用促進に関する取組と実施計画.....	102
(1) - 1 取組の基本的な考え方.....	102
(1) - 2 具体的な取組の実施計画.....	102
(2) マナー啓発に関する業務と実施計画.....	112
(2) - 1 取組の基本方針.....	112
(2) - 2 具体的な取組の実施計画.....	112

5 利用者サービスに関する取組 116

(1) 利用促進計画（利用者サービスの基本方針）.....	116
(2) 自主事業への取組.....	116
(2) - 1 取組の基本的な考え方.....	116
(2) - 2 取組の具体的内容.....	116
(3) 公園の課題把握及び理想像の実現.....	120
(3) - 1 公園の課題・理想像.....	120
(3) - 2 取組の具体的内容.....	121

6 管理業務に付随する業務（施設ホームページのウェブアクセシビリティ確保）について 122

(1) 既存サイトの継続使用によるアクセシビリティ確保.....	122
----------------------------------	-----

7 類似業務の実績 123

(1) 指定管理業務の実績.....	123
(2) 他公園・施設等における維持管理業務、その他緑化関連事業の実績.....	123
(3) 当協会の業務における成果の代表事例.....	124

8 札幌市内の企業等の活用について 129

(1) 活用についての考え方.....	129
(1) - 1 札幌市内の企業・団体を活用する理由.....	129
(1) - 2 札幌市内の企業・団体の中での優先事項.....	129
(2) 活用に向けた具体的な取組.....	129

9 その他（都市公園の管理運営に関する提案事項） 130

(1) 適正な業務執行について.....	130
(1) - 1 個人情報適正な取扱いについて.....	130
(1) - 2 円滑な引継ぎ対応について.....	130
(2) 大型イベントにおける施設破損等の原状復旧について.....	130

1 総括的事項に関する取組

(1) 管理運営業務の基本方針、事業目標

都市公園の管理運営に関して、施設の設置目的及び基本的方向性、機能を実現するとともに、市民サービスの向上、経費の縮減を図る上での基本方針、事業目標を記して下さい。

1 総括的事項に関する取組

(1) 管理運営業務の基本方針及び事業目標

(1) - 1 基本方針

大通公園・創成川公園の特徴

④ 大通公園

札幌市の歩みは、明治2年に開拓判官の島義勇が札幌の街割りを碁盤の目状の区画として構想したことにさかのぼり、東西の基軸は創成川、南北の基軸は、後に大通公園となる後志通とされました。

後志通は、明治4年に北の官庁街と南の商店・住宅街に分けて、火防などを目的に道路として整備されました。当初は樹木のない広々とした空間で、博覧会場や祝賀行事、馬車輸送のステーション、近隣の学校の運動場、花卉類の栽培見本園など、明治の初めから多様形で利用されてきました。明治42年には、東京から技師の長岡安平を招き、公園整備計画の立案を依頼し、逍遙地として整備され現在の大通公園の原型がつけられました。その後、第二次世界大戦中は食糧確保のため畑に、戦後は進駐軍司令部が置かれ、公園内に教会や野球場、テニスコートが造られましたが、進駐軍の撤退後、公園として復旧が本格化しました。

このように、大通公園は時代の荒波に翻弄されましたが、まちの成長とともに都心の憩いの場として利用され、昭和55年に正式に都市公園として告示されました。そして、昭和63年に、次の基本方針が打ち出されています。

- ・ 歴史的に形成され、利用者に親しまれている公園の空間的特性、機能、平面形状、緑などを継承します。
- ・ 緑にあふれ、水にふれる都心のオアシスとしての機能を大切にします。
- ・ 多様なイベントに対応し、人々が集う交流の場とします。
- ・ 都市と自然が融合した、緑、花、水、光などの演出をします。
- ・ 公園施設は、札幌の都心にふさわしいデザインにします。

また併せて、公園の持つ機能を高め、特色のある公園とするために、「水と光」、「遊び」、「イベント」、「国際交流」、「歴史・文化」の5つのゾーンが設定されました。

現在では、さっぽろ雪まつりやさっぽろ夏まつりのほか、北海道マラソンやさっぽろオータムフェストなど、新たなイベントが次々と開催されるようになり、来園する市民・観光客も格段に増加しています。一方、花壇・公園ガイド・植物を管理するボランティア活動も盛んになってきており、「にぎわい」だけではなく「交流」の場としても活用されています。

札幌を代表する観光資源の公園として、また、都心のオアシスとして、にぎわいと華やかさとともに、憩いとやすらぎが感じられるよう、公園の機能と効果を最大限に発揮すべく、きめ細やかな管理が求められています。

② 創成川公園

創成川公園は、創成川の両岸で幹線道路の創成川通に挟まれた区域に位置し、東西の街をつなぐ交流と憩いの場として整備・造成された特殊公園です。

札幌市による創成川通のアンダーパス連続化に伴い、既存の道路緑地帯と河川敷を合わせて約 1.8ha が公園として整備されたものです。このとき、多くの市民が参加して計画が策定され、次の基本方針に基づき平成23年3月に公園が完成しています。

- ・歴史性、地域性の表現
- ・回遊性の強化
- ・水と緑の軸

現在は、観光客だけでなく、都心で働く方などが散策や昼食・休憩など、思い思いの時間を過ごされています。また、地域や企業との連携や、多数のボランティアが参加する活動が盛んで、様々な交流と連携を生み出しています。特に大通公園との交差部にアートワークが架かる「まんなか広場」、創成橋の橋詰めに札幌の歴史が分かる「開拓の広場」、狸小路と二条市場をつなぐ「狸二条広場」があり、様々なイベントが開催され、創成川の東西のつながりを創出し、にぎわいの拠点となっています。

公園の管理にあたっては、歴史性とデザインの尊重、四季折々に楽しむことのできる空間の創出、市民参加・協働などといったことが求められます。また、河川、道路、彫刻、アンダーパス避難口などは、それぞれ管理局が異なるため、適切な連絡調整と協力体制の構築が求められます。さらに、緑地部分の多くはアンダーパスの人工地盤上にあり、樹木や芝生等の管理については、こうしたことを考慮したきめ細かさが求められています。

大通公園・創成川公園管理運営の基本方針

札幌市公園緑化協会（以下、「当協会」といいます。）は、大通公園について平成12年度から22年間、創成川公園については平成23年度から11年間にわたり、両公園の管理運営に携わってきました。

今後も札幌市の貴重な財産である大通公園・創成川公園（以下、「両公園」といいます）の特徴を最大限に生かし、魅力ある公園として多くの市民や観光客に利用していただけるよう、当協会の「理念」と「運営方針」に掲げる「5つのK」を基とした下記の『基本方針』に則り、両公園の管理運営を行っていきます。

公益財団法人札幌市公園緑化協会の《理念》と《運営方針》

《理念》

私たちは、札幌市民との相互信頼のもと、みどりを通じた心豊かな持続可能なまちづくりの実現と、みどり豊かな札幌の次代への継承に貢献します。

《運営方針》

上記理念の実現のため、次の『5つのK』を柱とし、指定管理者として公園の価値と市民の満足度の向上につなげます。

「5つのK」

公平

公園・施設でのサービスの提供においては、平等・公平を最優先して、単なるサービスに留まらず、誰に対しても思いやりと感謝にあふれた真のホスピタリティを目指します。

公開

社会情勢の変化や市民のニーズに対して迅速で的確な対応をとり、公正で透明性のある、開かれた公園・施設の運営に努めます。

効率

長年の公園・施設管理において培った実績・ノウハウを基に、長期的な視点と即対応の視点の両面から、公園・施設の効率的・効果的な管理運営を行い、経費の削減と安定した質の高いサービスを実現します。

協働

ボランティア等の市民協働による公園・施設管理を推進するほか、ファン、リピーターを増やす取組により、公園・施設を核として地域の人や資源のつながりを創り出すことで、地域の活性化に貢献します。

環境

環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷低減や生物多様性保全への取組を維持・向上させ、市民の財産であるみどりを次代へ継承します。

管理運営の基本方針

1. 平等・公平な利用の機会を確保し、公共の福祉増進の場としての利用効果を高めます。
2. 関係法令・条例等を遵守し、利用者や市民の声の反映に努め、開かれた管理運営による安全で安心、快適な利用環境を提供します。
3. 資源・施設の長寿命化を念頭に置き、効率的な管理運営による経費削減を図り、安定した質の高いサービスを提供します。
4. コミュニティ活動の拠点の一つと位置付け、市民や関係諸団体・機関との連携・協働を推進し、資源の積極的な活用を図り、活動の場としての魅力を高めます。
5. みどりの保全・景観形成に取り組み、新たなみどりを創出し、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全による良好な都市環境を形成します。
6. みどりと人、みどりとみどり、人と人をつなげるネットワークを形成し、札幌を代表する公園としてみどりとともに札幌のまちの魅力を伝えます。

(1) -2 事業目標

両公園の管理運営にあたっては、公園の特徴を踏まえ、当協会の基本方針に基づき、次の4つの事業目標を立て、法人設立以来の公園管理で培ったノウハウを積極的に活用し、各種事業に取り組みます。

事業目標1 安全・安心への対応

① 樹木の管理

大通公園では、ハルニレ、イタヤカエデ、ケヤキなどの大径木が緑陰を提供していますが、来園者の安全を確保するため、毎日、複数のスタッフが公園を往復巡回して、高所での折れ枝や枯れ枝の早期発見に努め、安全・安心の確保を図ります。特に当公園は大規模イベントの開催が多く、年間を通じて多くの来園者が訪れることから、日々の点検に基づき、高所作業車を用いた高木の枯枝等の除去を定期的を実施し、事故のリスクを軽減することに努めます。

② 遊具等施設の管理

大通公園の遊具は利用頻度が高いため、毎日の巡回で特に注意して点検するほか、定期的に専門事業者による点検・整備を行います。

③ 危険・禁止行為に対する啓発・指導

公園は多くの観光客や市民が利用される一方で、一部の方の心ない行為などにより安全・安心が脅かされる場合もあります。こうした行為に対応すべく、常日頃から啓発を行うとともに、危険・禁止行為を発見した場合は速やかに注意・指導を行うことで、来園者の安全・安心・快適な公園利用に努めます。

事業目標2 美しい景観形成とみどりの価値の向上

① 質の高いみどり景観への対応

札幌の歴史とともに歩む貴重な公園のみどりを守り後世につなげるため、植物の良好な生育と植栽環境の向上を図り、美しいみどりの維持・保全に努めます。また、札幌の四季が感じられる草花の植栽・デザインにより、彩り豊かなみどり空間を創出し、景観の維持・向上を図ります。

② みどりに親しむための様々な機会の提供

公園やみどりをテーマとしたパークガイドやイベントを企画し、ボランティアとともに活動を展開することで、市民や観光客に公園とみどりの魅力を伝えます。

③ 途切れのない草花景観への取り組み

大通公園には、歴史を重ねてきた花壇が90箇所ほどあり、当協会だけではなく札幌市花壇推進組合加盟事業者、沿道の企業、市民ボランティアなどが植え込みから管理までを手掛けており、春から晩秋まで四季折々の草花が途切れることの無いよう美しく彩っています。

これらの方々が円滑に活動できるように、当協会が花壇推進組合事務局として、また、ボランティア等のコーディネーター役として積極的に、かつ公平・公正に支えています。

事業目標3 地域等との連携・市民協働活動の推進

① 市民参加・協働の推進

両公園には、植物管理、公園ガイド、イベント運営などに携わる多様なボランティアがいます。楽しみながら継続して活動できるよう、ボランティアのニーズを把握し、モチベーションを高められるよう努めていきます。また、清掃や除草等を行う企業ボランティアについても積極的に受け入れ、継続した取組となるよう働きかけます。

② 地域団体との連携

地域の町内会や商店街等が主催するイベント等の円滑な運営に協力・連携することで、地域コミュニティの活性化と利用促進に努め、ひいては公園の価値向上を図ります。

③ 近隣小学校との連携

大通公園の花壇では、近隣小学校の児童による花苗の植え込みを積極的に受け入れます。次代の札幌を担う子どもたちの、植物に対する愛情と公園への親しみを育みます。

事業目標4 効果的な情報提供と発信

① 年間広報計画の作成

季節を感じさせる植物の開花期や見どころ、イベント、行事などについて年間広報計画を立てて、計画的でタイムリーな情報発信に努めます。

② ニーズに応える情報提供・取材対応

公園情報については、札幌市広報課等を通じたプレスリリースを基本としつつ、新聞やテレビ局等へのダイレクトな情報提供にも取り組みます。情報内容に応じて、予告・直前・最盛期等のタイミングを捉え積極的に対応します。

③ 魅力ある公園情報の発信

開花情報やイベント情報などについては、SNS などを通じたリアルタイムの発信にも取り組み、見つけやすく使いやすいウェブデザインなどを心がけます。また、観光情報サイトや他公園・他施設とリンクさせるなど情報の質の向上に努めます。

(1) - 3 持続可能な社会の実現に向けた取り組み

当協会は「持続可能な2030年までの開発目標（SDGs）」に賛同し、将来にわたって、誰もがやすらぎや生きる喜びを感じられる場所を提供できるよう、公園を安全・快適に保ち、環境保全や健康・福祉等の取組を積極的に実施します。



当協会のSDGsへの主要なアクション

11 住み続けられるまちづくりを
13 気候変動に具体的な対策を
15 陸の豊かさも守ろう
17 パートナーシップで目標を達成しよう

**適切な公園管理
みどり豊かな都市づくり**

- ・計画に基づく公園管理
- ・災害対応
- ・人や環境にやさしい植物管理
- ・レクリエーションや交流の場の提供
- ・人と人、人と緑のつながりづくり
- ・ボランティアとの協働 等



10 人や国の不平等をなくそう

**誰もが
利用しやすい
環境づくり**

- ・平等利用の確保
- ・バリアフリー対応
- ・多言語対応
- ・接遇研修 等



15 陸の豊かさも守ろう
14 海の豊かさを守ろう
17 パートナーシップで目標を達成しよう

**環境保全
環境教育**

- ・希少植物の保護
- ・観察会
- ・環境展示
- ・子どもたちやボランティアによる調査
- ・小学校等の実習受入
- ・侵略的外来種防除 等



13 気候変動に具体的な対策を

気候変動対策

- ・電気使用量の削減
- ・冷暖房の節約
- ・エコドライブ
- ・産業廃棄物の適正な処理
- ・フロン類の適正使用
- ・ボイラーの適正管理
- ・グリーン購入
- ・雪の利活用
- ・雨水浸透型花壇 等

12 つくる責任 つかう責任

資源の有効利用

- ・植物リサイクル (堆肥、チップ、クラフト素材)
- ・廃食油回収
- ・機械等の長期利用 等



8 働きがいも経済成長も
5 性別平等

**働きやすい
環境づくり**

- ・ハラスメント防止
- ・安定雇用
- ・子育て支援
- ・女性の活躍
- ・研修助成制度 等



個別の取り組みについては、1 (2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組 (P.7)、1 (3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方等 (P.10)、3 (1) 維持管理業務計画 (P.55)、4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容 (P.102)、5 利用者サービスに関する取組 (P.116) に詳記します。

(2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組

都市公園における平等利用の確保の方針及び取組項目を記してください。

(2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組

すべての利用者に対して公平・平等・公正なサービスを提供することは、公共施設である公園の管理運営において最も重要な基本事項であると考えます。

当協会では当公園において平等な利用機会を確保するため、次のとおり方針を定め取り組みます。

(2) - 1 平等利用確保の方針

当協会は、公の施設の利用について規定した、地方自治法第244条第2項（正当な理由なく利用を拒んではならない）、及び第3項（利用に際して不当な差別的取扱いをしてはならない）を遵守し、年齢や障がい、性別、主義・主張、思想・信条、民族や言語、社会的地位や身分の違い、その他不当な理由によって公園の平等利用が妨げられることのないよう、全スタッフに対する教育を徹底して、両公園の適切な管理運営を行います。

特に、配慮が必要な障がい者に対しては、障害者差別解消法の趣旨に則り、公園・施設において不当な差別的取扱いをすることのないよう、また、施設等の利用の際の要望・申し出に進んで対応し、合理的配慮を行うことで「困りごと」の解消に努め、共生社会の実現に寄与します。

(2) - 2 平等利用確保の取組項目

■ スタッフへの教育指導の徹底

当協会では、両公園における平等利用の確保のため、接遇・サービス研修、バリアフリー講習をスタッフに受講させます。公園という公共の場において、「思いやりと感謝の気持ちで等しく利用者へ接する」というスタッフの基本的な心構えを学び、様々な状況への対応について習得し、平等利用の確保を図ります。

また、特定の個人・団体に対する不当な利用拒否・利用制限などの差別的取扱いや、逆に便宜を図る等の特別扱いや優遇など、対応に注意を要する具体的事例をミーティング等において全スタッフで学び、レベルアップに努めます。

■ 違法・不正行為の防止

日常の管理において、犬のノーリード、落書き、放火、器物の損壊、植物の盗掘、自転車の乗り入れ、花火や火気の使用、無許可の占用使用など、公園における様々な違法・不正行為や不審行為に対して、それぞれの予防対策を検討して実施します。

上記のような行為が発生した場合は、迅速に状況を把握した上で、指導、通報・報告、事態の打開・原状復旧等の対応を適切に行い、必要な再発防止策を講じます。

■ マニュアルの作成・共有

公園・施設、特に有料施設の利用にあたっては、取扱いマニュアルを作成し、全スタッフに周知徹底します。

その他の具体的取組

利用者が可能な限り同じサービスを受けられるように、公園管理の質を一定水準に保つとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点も意識して業務に取り組みます。

① 配慮が求められる方々に対する利用環境の整備

- a 西7丁目のインフォメーションセンターには、無料の車いす2台、ベビーカー2台を配置し、貸出し時に不具合のないよう、適切な点検整備に努めています。また、気軽にお借りいただけるよう、貸出し情報をホームページや園内掲示でお知らせしています。
- b 両公園には駐車場の施設がないため、障がい者の方や一般利用者に最寄りの駐車場を案内するほか、ホームページなどでも周知し、サービス向上に努めます。
- c 海外からの利用者の利便性に配慮して、英語、韓国語、中国語表記のホームページ、パンフレットを提供しています。また、インフォメーションセンターでは、通訳システムを活用したサービスを行っています。
- d 会話によるコミュニケーションが困難な状況に備えて、筆談、タブレット、コミュニケーションボード等による利用案内に努めます。
- e 園内の案内表示等については、誰にでも分かりやすいピクトグラムや、配色を含めたユニバーサルデザインの導入を検討し、その効果を確認しながら誰もが利用しやすい公園環境の創出・維持に努めます。
- f 公衆トイレ施設への手摺、音声案内、点字ブロックの設置・改修など、ユニバーサル化を順次検討し、大規模な改修が必要な場合は札幌市と協議します。
- g アンケート収集では幅広い年齢層を対象に、子どもの意見も積極的にくみ上げ、公園利用に反映させていきます。
- h スタッフのネームプレートはひらがなで表記し、小さな子どもでも名前が確認できるようにしています。



② 利用環境の継続的改善と適切な情報提供

- a 園路の不陸や段差などは、日常の巡回点検によりいち早く把握し、迅速に復旧・改善を行い、公園利用の安全と平等な利用環境の確保に努めます。
- b 故障や修繕により施設等が利用できない場合は、復旧時期（時刻）や代替利用など、必要な情報案内に努めます。
- c 公園利用届等の情報に基づいて管理作業のスケジュールを調整するとともに、利用者が過度に集中しないよう、利用日時の調整を図ります。
- d 公式ホームページを活用し、公園利用及び西6丁目野外ステージ利用の基本情報のほか、公園の四季折々の状況や園内で実施するイベント・プログラムの情報など、利用者のニーズに的確にこたえる情報をわかりやすく提供します。

- e インターネットを利用されない方の不公平感が生じないよう、広報誌「札幌市からのお知らせ」、マスコミやフリーペーパー等への情報提供、園内掲示など、複数の手段による情報提供に努めています。

③ イベントや自主事業等における平等利用の確保

- a 講習会等の参加受付において、定員を超えた場合には公正な抽選を実施します。また、先着順で受け付ける場合についても、事前に幅広く情報提供を行うなど、不公平感を与えないように対応します。
- b イベントなど、通常とは異なる公園利用の際には、一般の利用者に不都合や不利益が生じないよう、事前にイベント内容を周知するとともに、当日の対応などを適切に実施します。

④ 利用者の声の適切な反映やマナー啓発等の取組

- a 公園・施設の利用に関する苦情や改善等の要望を受けたときは、その内容を記録・整理し、利用環境の改善に役立てます。また、これら苦情や要望の申立てによって差別や取扱いの差異が生じないよう、適切な対応に努めます。
- b 誰もが気持ちよく公園・施設を利用できるよう、利用者のマナー向上に取り組みます。具体的な取組内容は、本計画書「4（2）マナー啓発に関する業務と実施計画」の項に示しています。

(3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方等

エネルギーの管理・合理化、温室効果ガス発生の管理・抑制、環境配慮に向けた取組についての基本的な考え方と、これまでの取組実績や具体的なノウハウなどアピールしたい内容等を記入してください。

(3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方等

人類の活動が原因となり進行している地球温暖化は、一朝一夕には解決できない大きな問題ですが、地球上のすべての人、とりわけ大きな影響を及ぼしてきた先進国の人々は、温暖化がもたらす様々な影響について意識し、その防止に向けて一人ひとりができることに取り組む責務があります。

札幌市では平成20年に「環境首都・札幌」宣言を世界に向けて発信し、平成30年には「第2次札幌市環境基本計画」を策定し、2050年に向けた札幌市の環境の将来像として、『次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる持続可能な都市「環境首都・SAPPORO」』を掲げています。

また、令和2年2月には、「ゼロカーボン都市」達成に向けた宣言、令和3年3月には、「札幌市気候変動対策行動計画」を策定するとともに、「札幌市気候非常事態宣言」を発し、持続可能な脱炭素社会の構築に向け、気候変動対策への取組強化を呼びかけています。

今後は生物多様性の保全や、資源・エネルギーの有効活用などの要素に加え、市民の意識や取組をより一層高め、市民協働による「持続可能なまちづくり」を推進することが特に求められています。

当協会では、平成17年度に環境マネジメントシステム（以下、「EMS」と略します。）を構築して運用を開始し、平成18年3月にISO14001の認証を取得しました。

そして、平成25年5月には北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）の認証（ステップ1）を取得し、ISO14001から切り替えて、自主性・効率性を重視した環境活動の取組を継続しています。

当協会は、市民の財産である公園の管理において、市民の「環境に対する厳しい目」にこたえていくとともに、公園利用を通じて、市民に環境について考え、学び、行動する機会を提供する必要があると考えます。

当公園の管理運営においても、当協会が運用するEMSに基づいて、環境への配慮に積極的に取り組みます。



(3) - 1 取組についての基本的な考え方

当公園及び周辺地域は緑豊かな環境を有することから、これら環境の保全と環境意識の啓発は公園管理において重要であり、当公園は、市民にとってかけがいのない特徴のある緑空間であることから、この良好な環境の保全と市民利用の両立を図れるよう、しっかりした環境配慮の意識を持って管理を行ってまいります。

当協会では、環境に配慮した公園管理の実施にあたって、次ページに示す「公益財団法人札幌市公園緑化協会環境方針」をその基本的な考えとします。

公益財団法人札幌市公園緑化協会 環境方針

基本理念

「緑」に象徴される植物は、長い年月をかけて大気に酸素を供給するとともに食物連鎖の基盤として、多様な生命の営みを支えてきました。私たちが生活を営む人間社会も、この「緑」を抜きには成り立ちません。

人間社会は、特に 20 世紀後半以降の科学技術の急速な進歩によって、非常に便利で豊かになりました。しかし、人口の増加や経済活動の拡大などによって、化石燃料などの地球資源は急速に消費され、その過程で発生する二酸化炭素や各種の有害な廃棄物などが増加しました。その結果、地球温暖化、大気汚染、海洋汚染、生物種の減少・絶滅など、地球規模の環境破壊が急激な速度で進行しています。

私たちは、現在の豊かな生活を無条件には享受できない状況に置かれています。私たち人間が生きて生活する地球の環境を守り、次の世代に引き継ぐ責務を負っていることを一人ひとりが自覚して行動する必要があります。

【公益財団法人札幌市公園緑化協会】は、公園緑地の良好な管理運営と都市緑化の普及啓発を図ることによって、市民に快適な生活環境を提供するための事業を推進します。同時に、私たちは市民とともに、「緑」の創出・保全を図ることで地球環境の改善に最大限努力します。

この取組みを適切に維持するために、当協会では環境マネジメントシステムを構築し、運用します。

基本方針

「緑」を通じた快適な生活環境づくりと地球環境の保全に寄与するため、次の方針に基づき、日々の事業活動に取り組みます。

1 環境経営の推進

地球環境への影響低減・環境保全への取組みが、当協会の事業目的の達成にも資することを旨とした「環境経営」を推進するため、環境マネジメントシステムを活用します。

2 環境パフォーマンスの継続的改善

環境目的・目標を定め、その達成に向けて努力するとともに、定期的な検証と見直しを行うことにより、環境パフォーマンスを向上させるための継続的な改善を図ります。

3 環境意識の啓発

当協会の事業活動に関わる人々のほか、広く市民に対して地球環境の大切さを啓発し、環境保全に対する意識の向上、社会的合意形成の強化に貢献します。

4 環境の維持・改善

日常の事業活動においては特に、省資源・省エネルギー、廃棄物の削減及びリサイクルの推進等により、環境負荷の低減と生物多様性の保全に努めます。

5 環境に関する危機管理の徹底

突発的な事故や自然災害によって生じるおそれのある環境への悪影響について、予防措置を講じるとともに、被害を最小限に留めるための取組みに努め、環境汚染に対する危機管理を徹底します。

6 法律等の順守

地球環境保全に誠実に取り組む前提として、環境関連の法律・条例等を順守し、また当協会が同意する外部との環境に関わる取決め等についても、これを守ります。

この環境方針は、職員をはじめ当協会の事業活動に関わる全ての人に周知徹底するとともに、外部に公表します。

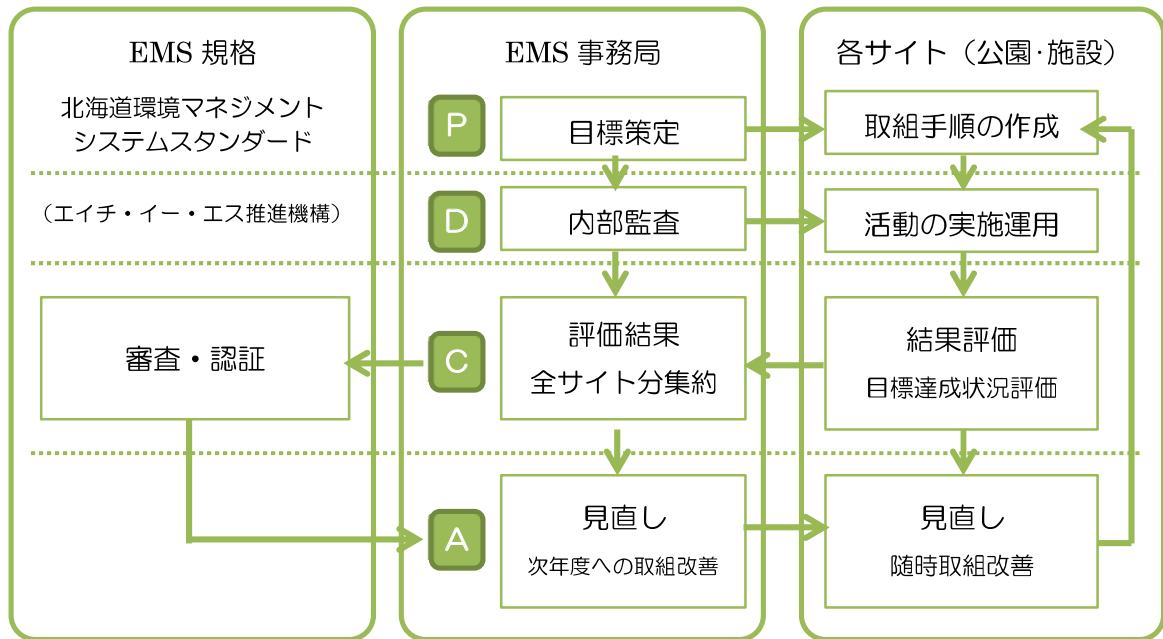
2022 年 4 月 1 日

公益財団法人札幌市公園緑化協会
理事長 近藤 哲也

(3) - 2 当協会におけるこれまでの取組・成果

当協会は、EMS において毎年環境目標を設定し、全スタッフの教育・訓練を実施して環境活動に取り組んでいます。

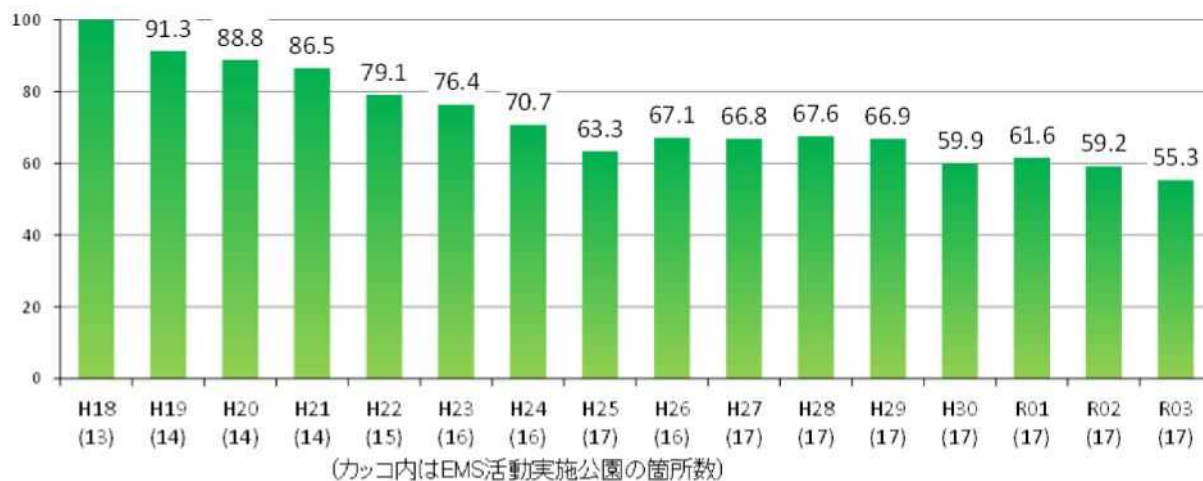
当協会EMSにおける環境目標達成に向けた活動の流れ



これまで様々な目標を設定して活動してきましたが、近年は、公園・施設の管理運営における市民協働の推進や、生物多様性保全等の事業内容に即した視点で独自の目標を設定し効果的な環境活動を目指しています。当協会のEMSにおける平成18年度から現在までの目標は次のとおりです。

実施年度	当協会 EMS の目標
平成 18-19	電気使用量削減、事務用品グリーン購入率向上、植物系廃棄物の再資源化 民有地緑化普及事業の利用増、一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増
平成 20	電気使用量削減、事務用品グリーン購入率向上 民有地緑化普及事業の利用増、一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増
平成 21-23	一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増、業務改善・新規事業等の提案 時間外勤務時間削減、食用廃油回収量増
平成 24	OA 用紙使用量削減、ボランティア活動延べ時間増加、特定外来生物の侵入軽減 食用廃油回収量増
平成 25-27	電気使用量削減、ボランティア活動延べ時間増加、特定外来生物の侵入軽減 食用廃油回収量増
平成 28-現在	電気使用量削減、残業時間削減（電気使用量削減、ワーク・ライフ・バランス推進） 特定外来生物の侵入軽減、食用廃油回収量増

EMSによる環境活動の中でも、特にエネルギー使用量の削減は、温室効果ガスを抑制し、経費節減にも直結することから、最優先の課題として取り組んできました。これまで、電気・燃料等の項目別に、各公園で個別に効果的な手順を策定して取り組み、測定結果に基づき常に改善を進めてきた結果、主要公園で指定管理者制度が始まった平成18年度との比較で、令和3年度には以下のとおり44.7%の削減を達成しています。

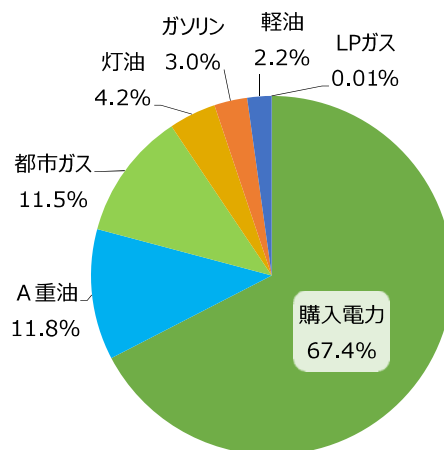


当協会の管理公園・施設におけるエネルギー使用量の推移
(平成18年度を100としたEMS活動実施公園・施設の平均値)

エネルギー使用量のうち、最も比率の高い電気使用量については、その抑制を継続してEMSの目標に設定しており、細かな節電の積み重ねやLED照明への転換の推進、公園・施設利用に支障とならない範囲での照明・機器類の運用の見直しなど、細かな節電の積み重ねにより削減に努めています。

化石燃料については、基本的な節約の取組以外にも、環境への負荷が少ないBDF（バイオ・ディーゼル・フューエル）混合燃料を使用しており、百合が原公園緑のセンター、川下公園リラックスプラザのボイラー燃料にはB10重油（BDF10%混用A重油）を、百合が原公園リリートレインや一部公園の業務車両の燃料にはB5軽油（BDF5%混用軽油）を導入しています。

また、当協会が管理する主要公園・施設に使用済み食用油の回収ボックスを設置して、公園で使用している低環境負荷燃料の原料とすることで、市民がリサイクルの成果を実感し、環境保全意識を高めることにつなげています。



当協会のエネルギー使用量の項目別比率
(令和3年度)

当協会は、EMS の認証を取得して環境に配慮した取組を自主的に行っている事業所として、平成20年8月に「さっぽろエコメンバー」レベル3に登録し3年毎の更新を続け、現在に至っています。また、平成21年4月からさっぽろエコメンバー登録事業所は、同時に、北海道が実施する北海道グリーン・ Biz認定制度「優良な取組」部門の登録事業所になることから、平成23年8月の更新時には北海道グリーン・ Biz認定制度において「優良な取組」部門ランク3に登録し、同様に更新を続けています。



(3) - 3 両公園におけるこれまでの取組

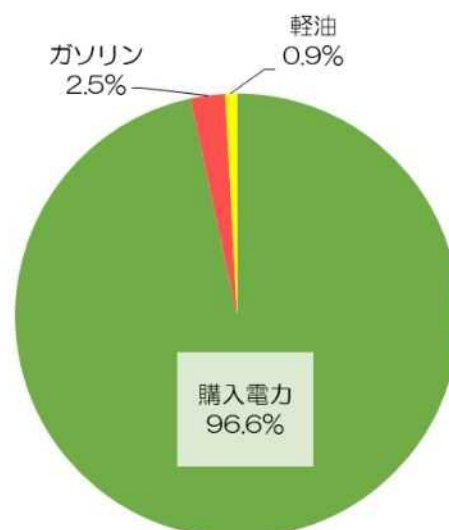
当協会の EMS に基づき、両公園の管理において積極的に環境活動に取り組んできました。

両公園のエネルギー使用量の内訳については、電気が 96.6%を占めることから、特に電気使用量の節減に力を入れて取り組んでいます。

大通公園では、噴水等の施設に関して起動・停止のタイマー設定にて稼働時間の一定化を計り、無駄な電力消費を無くしています。

創成川公園では、利用者の少ない冬期間にフットライト等の簡易照明類を消灯するなど、利用状況に応じた環境負荷低減を継続しています。

両公園とも今後も継続してエネルギーの消費節減に努めていきます。



当公園におけるエネルギー使用量の項目別比率 (R3)

(3) - 4 当公園における今後の取組

令和4年度、当協会が EMS で取り組む目標は、次のとおりです。

当協会 EMS の環境目標 (R4)
・電気使用量の削減
・ノー残業デーの超過勤務時間の削減
・特定外来生物の侵入軽減
・食用廃油の回収量増加 (当公園のほか一部公園)

今後も、当協会の EMS に基づく取組を継続するほか、生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワークへの加入を継続し、植物残渣のリサイクル、講習会などを通じての環境教育に取り組めます。その他、環境配慮に関連する具体的な取組として、当公園では次に示した項目について、スタッフ全員で取り組めます。また、スタッフから環境配慮のアイデア、工夫等の提案を募り、積極的に取り入れて改善に努めます。

① 物品やサービスの購入時の取組

項目	具体的取組
グリーン購入	事務用品はグリーン購入法適合品を選択
長寿命の見込める商品の選択	長期的視点での機種選択 (耐久性、メンテナンスや部品交換の容易さ)
地域の産品や企業の積極的選択	地域振興への貢献及びマイレージ(輸送に係る環境コスト)を小さくする考え方での選択

② 物品やサービスの使用時の取組

項目	具体的取組
電力使用量の削減	エコスタイル(服装と温度設定)の実施 屋内照明の積極的な消灯(不要箇所、外光利用) 就業時刻前、昼休みの消灯(管理スペース) OA 機器類の適切な節電設定 週1日ノー残業デーを設ける 照明器具の定期的清掃 省エネ型自販機の選択導入 積雪期等の不要な園路灯の消灯
水の使用量の削減	手洗い蛇口、トイレ等の吐出量の調整
OA 用紙使用量の削減	両面コピーの徹底、裏面利用(メモ用紙等) 電子データ化・電子決裁の推進 勤怠管理システムの導入
化石燃料使用量の削減 (暖房、作業機械)	エコスタイルの実施(ウォームビズ) BDF 配合燃料の使用(リリートレイン、作業機械の一部) 暖房器具の適正な運転、点検整備 作業機械の定期点検整備、作業時の出力調整
自動車燃料使用量の削減	環境性能に優れた車種の導入(エコドライブ表示付き車種の一部導入) アイドリングストップの励行 急発進、急加速、空ふかしをしない タイヤ空気圧の点検・調整 経済速度の遵守 不要な荷物を積載したままにしない

㊸ 廃棄物に関する取組

項目	具体的取組
ごみ排出量の削減	自販機業者によるビン・缶・ペットボトル回収 利用者へのごみ持ち帰り協力の周知 ごみ発生量の少ない商品の選択 (簡易包装、繰り返し使用、詰替え等)
植物系廃棄物の再資源化、有効活用	管理等で発生した植物系廃棄物(剪定枝、間伐材)のリサイクル使用 剪定枝、つる、木の実等を工作等の素材に利用

㊹ 生物多様性保全に関わる取組

項目	具体的取組
在来種の保全	在来種の生息・分布状況調査 外来種の調査・駆除
生物多様性保全に関する教育普及	地域の自然、植生、生物等についての教育普及 外来種等の問題に対する普及啓発
減農薬管理	木酢やフェロモントラップなどを活用した植物の病虫害対策
生物多様性に関わる連携	生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワークに参加し活動拠点施設として登録

(3) - 5 当公園における電力の調達を予定している小売電気事業者

当公園における電力を調達している小売電気事業者2社は令和5年度の「環境配慮評価基準」を満たすことが見込まれることから契約を継続し、当該の小売電気事業者2社から電力を調達します。

なお、契約している小売電気事業者が令和5年度の「環境配慮評価基準」を満たさなかった場合は当協会の規定に則し入札等を行い、環境配慮評価基準を満たす小売電気事業者から電力を調達します。